

申告は正しくお早めに

市・県民税の申告と確定申告

	市・県民税の申告	所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税 確定申告
会場・日時	三島商工会議所 4階メンバー交流サロン 2月13日(金)～3月16日(月)の平日 ※期間中、市役所では申告会場を設けていません。 ※平成27年より錦田公民館・中郷文化プラザでの申告受け付けは行っていません。	三島商工会議所 1階TMOホール 2月13日(金)～3月16日(月)の平日 ※上記期間、三島税務署内には確定申告会場を設けていません。
	受付時間 午前9時～午後5時	開設時間 午前9時～午後5時
問合せ	市民税課 ☎983-2626 http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ (市ホームページ)	三島税務署 ☎987-6711 (代表) http://www.nta.go.jp/ (国税庁ホームページ) ※各種申告書の作成ができます。
申告に必要なもの	①申告書 (市役所から送られてきた人のみ) 確定申告のお知らせはがき、または申告書 (税務署から送られてきた人のみ) ②印鑑・金融機関の預貯金口座のわかるもの (申告者本人名義のもの) ③収入や必要経費などを集計した書類 (源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など) ④所得控除などの証明書類 (社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの支払証明書や領収書) ⑤その他控除の適用に必要な書類 (配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳など) ⑥昨年の申告書の控え (確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど)	
備考	①三島商工会議所の駐車場は有料です。公共交通機関の利用をお願いします。 ※市営中央駐車場 (中央町1-8) の利用が無料となります。駐車券を申告会場受付にご提示ください。 ②申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までには会場にお越しください。 ③年少扶養親族 (平成11年1月2日以降生まれ) のいる人が確定申告する場合、必ず申告書第二表へ記載してください。源泉徴収票に年少扶養親族の記載があっても確定申告書に記載しない場合は、市・県民税の算出に年少扶養親族の人数を含めることができません。	

市・県民税の申告の注意点

☎市民税課 (☎983-2626)

*市・県民税の申告が必要な人

平成27年1月1日に三島市に住所があり、次の事項に該当する人

※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告が不要です。

- ①市・県民税の申告書が送られてきた人
- ②平成26年中に収入のあった人
- ③課税所得証明書などが必要な人
- ④国民健康保険に加入している人

*公的年金などの収入金額が
400万円以下の人で次に該当する人は
市・県民税の申告をする必要があります

- 公的年金を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除 (社会保険料控除、扶養控除など) 以外の各種控除 (医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの追加) の適用をうけるとき
- 公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得 (事業所得、不動産所得、一時所得など) があるとき

確定申告前にご確認ください

三島税務署からのお知らせ

●復興特別所得税のご記入をお忘れなく

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税と所得税を併せて申告・納付していただきます。確定申告書の復興特別所得税欄に記載漏れないようご注意ください。

●消費税及び地方消費税の計算方法にご注意ください

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するには、帳簿などに課税取引を適用税率ごとに区分した上で、適用される新旧税率ごと計算する必要があります。

●1月から相続税の基礎控除が引き下げられます

詳しい内容は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) や、電話相談センター（税務署に電話して自動音声案内に従い①を選択後、相続税の②を選択）、または三島税務署へお問い合わせください。

●税理士による無料税務相談をご活用ください

とき 2月13日(金)～26日(木)平日午前9時～正午、午後1時～3時30分

ところ 三島商工会議所4階A会議室

問合せ 三島税務署 (☎987-6711)

70歳未満の国民健康保険加入者の皆さん

1月より高額療養費の限度額が変わります

1月診療分から、70歳未満の人の高額療養費自己負担限度額が、3区分から5区分に細分化されます。改正により、所得に応じてより柔軟な負担軽減が受けられるようになります。

▼平成26年12月31日まで（改正前）

区分	自己負担限度額 (1カ月あたり)	4回目以降	判定基準
上位(A)	150,000円＋総医療費が500,000円を超えた額の1%を加算	83,400円	総所得金額等が600万円を超える世帯
一般(B)	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた額の1%を加算	44,400円	総所得金額等が600万円以下で住民税が課税されている世帯
非課税(C)	35,400円	24,600円	住民税非課税世帯

▼平成27年1月1日以降（改正後）

区分	自己負担限度額 (1カ月あたり)	4回目以降※1	判定基準※2
ア	252,600円＋総医療費が842,000円を超えた額の1%を加算	140,100円	総所得金額等※3が901万円を超える世帯
イ	167,400円＋総医療費が558,000円を超えた額の1%を加算	93,000円	総所得金額等が600万円を超え901万円以下の世帯
ウ	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた額の1%を加算	44,400円	総所得金額等が210万円を超え600万円以下の世帯
エ	57,600円	44,400円	総所得金額等が210万円以下の世帯
オ	35,400円	24,600円	住民税非課税世帯

高額療養費とは 1カ月の保険診療にかかる医療費が、表の自己負担限度額を超えた場合、申請により後から払い戻される制度です。（差額ベッド代、食事代、保険適用外の治療を受けた場合などは計算対象外）市では国民健康保険加入者のうち、払い戻しの可能性がある人にお知らせをしています。今回の改正で70歳以上の人は、自己負担限度額の変更はありません。

表の注意 ※1：過去12カ月のうち3回以上高額療養費が発生した場合の4回目以降の自己負担限度額（多数該当）※2：表の判定基準は、国民健康保険加入者が対象。その他の保険加入者は、その保険組合にお問い合わせください。※3：国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の金額

問合せ 保険年金課 (☎983-2604)

温水プールの市民優待券をご利用ください

▼三島市民の皆さんが利用できます。切り離してお使いください。※塗装工事のため、平成27年1月3日から利用できます。

温水プール優待券
大人100円割引券
(高校生を除く18歳以上)



平成27年1月31日まで有効

温水プール優待券
大人100円割引券
(高校生を除く18歳以上)



平成27年1月31日まで有効

温水プール優待券
小人無料券
(おむつの取れている3歳以上)



平成27年1月31日まで有効

温水プール優待券
小人無料券
(おむつの取れている3歳以上)



平成27年1月31日まで有効

※大人100円割引券は通常利用時の料金300円から100円割引となります。減免制度との併用はできません。

※教室利用や引換券との交換はできません。☎市民温水プール (☎980-5757)、市民体育館 (☎987-7570)